HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

兵ト協ニュース

2009.1 No.270

社団法人 兵庫県トラック協会
責任者　太田啓三
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27　電話 (078)882-5556　FAX (078)882-5565
ホームページ：http://www.hyotokyo.or.jp/　　メールアドレス：hta@hyotokyo.or.jp

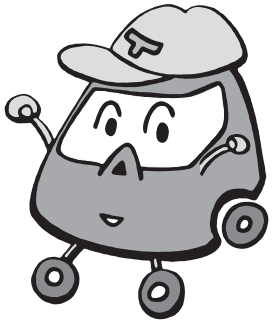

もくじ

○ 年頭のご挨拶…… 1

○ 行政からのお知らせ

（全ト協）下請事業者への配慮等について及び下請取引の適正化について… 11

賃金交渉期における賃金・労働セミナー開催のご案内について… 15

2008年（平成20年）全日本トラック協会
今年の10大ニュース（順不同）…… 18

○ 近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会からのお知らせ…… 19

○ 自動車事故対策機構からのお知らせ…… 20

○ 地域産業保健推進センターからのお知らせ …… 22

○ 事務局からのお知らせ

運行管理者試験事前研修会開催のご案内 …… 23

窒素酸化物または粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領に
基づくNOx・PM低減装置の評価結果について（情報提供）…… 25

運転経歴証明書の申請助成について …… 31

○ 青年部のページ …… 32

○ 会員だより …… 34

○ 協 会 日 誌 …… 35

謹賀新年

新春を迎え　ますますのご発展とご多幸を心からお祈り申し上げます
本年もよろしくお願い申し上げます

―― 平成二十一年元旦 ――

社団法人　兵庫県トラック協会

会長	福永征秀	
副会長	松原丈夫	
〃	出雲武	
〃	亀田昌廣	
〃	北野穣	
〃	坂尾洋南夫	
〃	森川武三	
専務理事	太田啓平	
常務理事	荻野喜良	
〃	北村一同	
	役職員	

年　頭　の　ご　挨　拶

社団法人兵庫県トラック協会
会長　福　永　征　秀

新年明けましておめでとうございます。

平成21年の新春を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、社員の方々ならびにご家族の皆様がお揃いでお健やかに新年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

さて、昨年は、ノーベル賞で３氏の同時受賞を含み計４氏が受賞するという明るいニュースもありましたが、食品への異物混入や産地偽装事件が後を絶たず社会を不安に陥れ、また、２代続いて首相が早期退陣し政治不信が広がったこと、アメリカの大手証券会社の破綻により、金融危機が世界的に拡大したことなど、政治・経済の面においても予断を許さない不安定な状況で推移しました。

一方、トラック運送業界におきましては、「安全確保」や「環境対策」などの社会的規制への対応に加え、３年にわたる燃料価格の異常な高騰が事業経営を大きく圧迫したことから、政府の主導による燃料サーチャージ制度が導入され、また、「燃料価格高騰による経営危機突破全国一斉行動」の一環として決起集会ならびに街頭行動を行った１年でした。

しかしながら、私どもトラック運送事業は、わが国の産業活動や国民のくらしを支えるなど国内物流に不可欠な公的な基幹産業であること、ならびに社会と共生していくことが業界の大きな目的であることを認識し、山積する諸課題の解決に向けて、次の対策を推進して参ります。

第一に、適正化事業の推進であります。

トラック運送業界の事業経営基盤を強化し、かつ社会的地位の向上をはかるため、適正化事業の推進体制をさらに強化し、一般社会におけるトラック運送事業の果たす役割と貢献度の周知、適正な運送取引の維持、秩序ある競争の実現、法令順守の徹底などを強く訴えていくとともに、会員各位に対し、「安全性優良事業所認定制度（Ｇマーク）」の取得を啓発していきたいと考えております。

また、顧客に提供する輸送品質の向上を図るとともに、トラブルの未然防止を徹底し、良質な輸送サービスを提供していくことにより消費者から信頼される業界づくりを目指して参ります。

第二は、環境対策であります。

近年、環境対策は世界共通の重要かつ喫緊の課題でありますが、私どもトラック運送業界が社

会と共生していくうえでも最も重要な課題の一つであります。

かかる背景の下、法律や地方自治体条例により、ディーゼル車の保有と運行に対する規制が強化されており、引き続きＣＮＧ車などの低公害車や最新排ガス規制適合車の導入促進、尼崎公害訴訟で指摘された道路からの迂回、エコ・ドライブやアイドリング・ストップの励行ほか、大気環境を改善するための効果的な施策を積極的に推進するとともに、関係機関と連携しつつ適切な助成措置を講じてまいります。

また、トラック運送事業者の取り組みが容易な「グリーン経営」について、その認証取得を広く啓発してまいります。

そのような中、私ども協会のこれまでの取り組みに対し、昨年12月、環境省から大気環境保全活動功労者（団体）として表彰を受けましたが、これを契機として、さらなる環境対策に取り組む所存です。

第三は、安全対策であります。

交通事故などを防止することは、トラック運送業界に課せられた重要な使命ですが、特に交通事故は、人的・物的両面での損害をもたらすばかりではなく、社会的にも深刻な問題となることは明白です。

事故を誘発する原因として、過労運転、過積載、積荷の固縛不足、速度超過などが指摘されているところですが、すべての事業者が運行・整備・健康ほか様々な管理を徹底し、安全対策を確実に実行していくことが、社会と共生していくために不可欠であります。

この対策として、平成18年に、300両以上を保有する事業者を対象にスタートし、昨年、すべての事業者が対象となった「運輸安全マネジメント」制度により、代表者が安全に関する意識を明確に持ったうえでトップダウンにより、全社をあげて取り組むことが義務化されたことに伴い、業界におきましても、この徹底を図ってまいります。

以上、私どもトラック運送業界が抱える重要な課題について述べましたが、いずれもが多くの問題を孕んでいるため、一歩ずつ確実に改善し、また前進していくことが肝要であります。

つきましては、私どもトラック運送業界が、我が国の生産活動や国民のくらしに欠くことのできない基幹産業としての確固たる基盤を確立し、堅実に発展していくため、会員事業者の皆様の深いご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年　頭　の　ご　挨　拶

社団法人全日本トラック協会
会　長　　中　　西　　英一郎

あけましておめでとうございます。

全国の会員事業者の皆様はじめ関係各位には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成二十一年の新春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申しあげます。

昨年は、世界の経済が大きな変動にゆれ動いた年でした。平成十六年以来の原油高は、春以降さらに急激な上昇を見、史上最高値を大幅に更新しながら夏にピークを迎え、その後急激な下落に転じました。

その一方で、秋以降、これまで米国や新興国の経済の活況に牽引された世界の景気は、米国の金融バブルの破たんを契機に一気に停滞、後退に転じ、内外で世界の経済危機克服のための対策の検討が繰り返されました。

新年はなお、こうした世界的な金融混乱を収束させ、実体経済の動揺、後退を回復させるための継続的なプロセスの中にあります。

こうしたなか、トラック運送業界においても、燃料高騰による経営危機を突破するため、業界あげて様々な取り組みを進めました。三月には国が燃料サーチャージの導入を柱とする「緊急措置」を打ち出した事を受けて、それまで進めてきた適正運賃の確保を最優先課題としてさらに強力な運動を推進しました。その後の一層の原油高を受けて、夏には業界史上はじめての試みとなる「全国一斉行動」を、総計二万人にのぼる会員の参加を得て実施し、適正運賃の確保をはじめ様々な対策要求を強くアピールしました。こうした動きにより、トラック業界の窮状はマスコミを含め幅広く浸透し、秋以降、国の諸対策の中に、業界がこれまで強く要望してきた高速道路料金の引き下げ、首都高、阪高の距離制料金の導入見送り、中小トラツク事業者が行う省エネ対策に対する国からの直接助成などが盛り込まれ、実施されました。また、中小事業者に対する追加的助成措置百五十億円、高速料金の昼間一律三割引きは、本年の通常国会に提出される第二次補正予算に盛り込まれており、その速やかな成立、実施を期待しております。また、原油価格の急激な下落、正常化は、これまでのところ国内の軽油価格に十分には反映されていないことから、

昨年後半、政府与党に対し、速やかな適正価格の実現について強く要望したところであり、本年はその効果が明確になることを期待しております。

こうした動きの一方で、業界の公正な競争環境の確保についても、昨年は業界の年来の要望であった社会保険料不払い事業者に対する厳格な対応や、参入に際する法令試験合格の義務化などが行政当局から打ち出されるなど、「正直ものがバカをみない」業界秩序の回復に向けて前向きの動きがありました。

二十一年度の税制については、自動車取得税、重量税について、低公害、低燃費車を対象に時限的な軽減の方針が打ち出されましたが、残念ながら自動車関係諸税全般については、一般財源化を図りつつ、税率の軽減は今後の税制抜本改革まで見送られることとなりました。業界の積年の要望である軽油引取税の軽減については、今後とも皆様と力をあわせて粘り強くその実現を期していきたいと考えております。なお、運輸事業助成交付金については、延長されることとなりました。本交付金については、誠に遺憾なことに、県によっては国の算定式による基準額から一方的に減額をするところが出てきておりますが、今回の与党税制改正大綱には、この点について「都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」との一文が明記されました。今後はこれに基づき、不規則な削減が行われることがあってはならないこととなったものと理解しております。

業界としての新年の最大の関心事項は何と言っても景気対策であり、これについては当面の資金繰り支援を含め、国の力強い対策実施を強く要望し、この新たな危機を乗り越えていかなければなりません。同時に、こうした状況の中にあっても、事故防止、省エネ対策をはじめ、法令順守、少子化時代の労働力確保など、将来にわたるトラック事業の発展を目指して、着実に取り組まなければならない課題は引き続き枚挙にいとまがありません。全日本トラック協会としても、今後とも業界の叡智と力を結集して、諸課題に全力で取り組んでまいりますので、関係各位の一層のご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとともに、本年の皆々様のご健康、ご多幸を心よりお祈りして新年のごあいさつといたします。

兵庫県知事

井戸敏三

～ 新時代を拓く兵庫をめざす ～

新年あけましておめでとうございます。

百年に一度ともいわれる経済危機のなか、世界は米国一極体制から多極体制への模索を始めました。

国内では、分権改革の進展とともに、新たな自治の時代の幕を開けねばなりません。

内外で新しい秩序を求めて動き始めている今年は、まさしく地方の力でわが国の仕組みを変える好機ではないでしょうか。

この大転換期こそ、新時代の構図をしっかりと描き、その実現を図るために全力を尽くす時期です。

まず、県民生活の安定のため、足下の景気回復を最優先に、実効ある経済雇用対策を推進します。

第二に、新しい行革プランのもと、行財政構造改革を軌道に乗せ、未来への基盤を確立します。

第三に、少子高齢偏在の人口減少社会の課題に対処するため、元気、生活、交流、家族と地域の４つの視点を大切に、県民の皆さんと新しい兵庫をめざすビジョンを再構築します。

第四に、地域資源や環境、多彩な風土などを生かし、未来の姿を見据え、着実に一歩一歩、元気で安全安心な兵庫をつくります。

大震災からの創造的復興を成し遂げた兵庫だけに、現下の厳しい時代こそ明日を切り拓く基礎固め、力を蓄える時期としてとらえて、兵庫の力で新時代に取り組んでいきましょう。

今こそ、参画と協働の原点を踏まえ、みんなの力を結集して、県民だれもが生活の豊かさと生きがいを実感できる新しい兵庫づくりをめざしましょう。

新時代　拓く希望は　人々の　めざす決意に　地域力つくる

平 成 21 年　年 頭 の 辞

神戸運輸監理部兵庫陸運部
部 長　山 本　　喜　一

新年明けましておめでとうございます。平成２１年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

最近の日本経済は、世界的な金融危機の深刻化等による世界経済が減速するなか、景気の一層の下振れも懸念されており、近畿の経済動向も弱い動きとなっております。運輸関係業界を取り巻く経営環境は、新車販売台数の低迷・利用者の減少及び地球環境や安全対策のためのコスト増等昨年以上に厳しい状況が続いていくものと認識しております。

トラック業界では、燃料費の高騰や環境問題の顕在化や事故防止への取り組みの必要性からコスト負担が重くのしかかってきています。

とりわけ、近年の原油価格の高騰は、中小零細企業が大多数を占めるトラック業界は極めて厳しい経営状況に置かれています。

このため、燃料サーチャージ制の導入に向け、相談窓口の対応強化、荷主団体への働きかけや荷主関係者も構成員に加えたパートナーシップ会議に全力を尽くすとともに、トラック事業の置かれている状況への理解を求めるべく働きかけを行ってまいります。

また、ヒューマンエラー等に起因する重大事故やトラブルの多発を踏まえて創設された運輸安全マネジメント制度が導入され２年以上が経過し、その間、運輸事業者に本制度の理解の醸成、浸透・定着を進めてまいりました。本制度は、事業者自身において、安全最優先の方針の下に経営トップから現場まで一丸となり、PDCAサイクルを適切に機能させながら、会社的な安全管理のための取り組みを継続的に進めていただき、その取り組みを一層促進させるために国が助言等を行っていくものです。引き続き本制度の浸透・定着に努めてまいります。

自動車運送事業については、安全性重視の事後チェック体制の強化、悪質違反に対する行政処分の厳格化、さらに重大事故を引き起こす前の安全面の予防的監査体制の強化を引き続き図るとともに、「運行管理制度の徹底」、「監査の強化」、「運輸安全マネジメントの導入」を三位一体として、より一層安全対策を推進してまいります。

トラック事業は、燃料費の高騰や環境問題等への対応など課題は山積しておりますが、国内物流の基幹産業として経済・国民生活を支えているところであり、今後とも、安全・安心なトラック輸送の実現に向け、適正化事業実施機関等と連携を図りながら事業の健全な発展に努めてまいります。

環境対策の取組である低公害車の普及については、国のＣＮＧ車普及促進モデル地域に指定されている西宮市や尼崎市において、関係機関・団体等と連携した取組等によりＣＮＧ車の普及促進・啓発活動に取組んでまいります。

兵庫陸運部におきましても、関係団体、関係行政機関等のご協力を賜りながら様々な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のなお一層のご支援ご協力をお願い致しますとともに、今年の１年がトラック業界にとって大いなる発展の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

安全で快適な交通社会の実現を目指して

兵庫県警察本部交通部
部　長　**藤　　田**　　登

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、ご家族ともども穏やかな初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、交通安全活動をはじめ警察業務に深いご理解と温かいご支援をいただいており、厚くお礼申し上げます。

また、トラック協会の皆様方におかれましては、物流社会の基幹として、経済活動や国民生活に必要不可欠な物資の輸送を担い、社会経済の発展に大きく貢献されていますことに深甚なる敬意を表します。

さて、県下の交通事故は、人身事故件数、死者数、傷者数とも減少傾向で推移しております。

しかしながら、交通事故によって、24時間を経過して30日以内に亡くなられた「30日死者」を含め、依然として多くの尊い命が失われ、更に、年間約５万人もの多数の方々が負傷されております。

特に、高齢社会の進展に伴い、全死者数に占める高齢者の割合が５割を超えているほか、未だに飲酒運転による悲惨な交通事故も後を絶たない状況にあります。

このような現状の中で、道路交通法の改正によりまして、昨年６月１日に

○　自動車の後部座席のシートベルト着用義務化
○　普通自転車の歩道通行可能要件の明確化
○　幼児・児童の自転車乗車時におけるヘルメット着用の努力義務化

などの規定が施行されたところであり、また、本年６月までに、免許更新の際、75歳以上の運転者に認知機能検査を実施するなどの規定が施行されることになっております。

警察といたしましては、改正道路交通法の円滑な施行を図っているほか、自治体、関係機関・団体と連携した地域ぐるみの総合的な交通事故防止対策を推進しているところであります。

特に、高齢運転者による交通事故が増加している現状を踏まえ、「シルバー・ドライバーズ・スクール」の開催等、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しているのをはじめ、昨年10月、運転に自信のない方などに免許返納を促す「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」を発足させ、免許を自主的に返納した方に公共交通機関の運賃割引や商品割引等の優遇措置を講じるなどの施策を推進しているところであります。

また、飲酒運転の根絶に向け、警察として断固とした姿勢で臨み、交通指導取締りを徹底するとともに、広報啓発活動を推進して交通安全意識の高揚に努めてまいる所存であります。

いずれに致しましても、交通事故を抑止するためには、関係機関・団体の皆様方はもとより、地域ぐるみによる交通安全活動を活性化することが重要であると考えております。

どうか、皆様方におかれましても、運送業界が担う使命を果たしていただくためにも、模範運転に心掛けていただきますとともに、誰もが安心して暮らせる「安全で快適な交通社会の実現」に向け、今後、なお一層のご尽力とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年が皆様方にとりまして幸多き年になりますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年　頭　の　御　挨　拶

兵　庫　労　働　局　長
八　　田　　雅　　弘

新年明けましておめでとうございます。

社団法人兵庫県トラック協会及び会員各位におかれましては、日ごろから労働行政の推進につきまして、多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

原材料費の高騰、アメリカに端を発した世界的な金融不安は、我が国の実体経済にも影響を及ぼしており、県下の景気の動向は停滞し、輸出は増勢が一服しているほか、雇用・所得が弱含みとなっており、雇用情勢の悪化が懸念されることから緊急雇用対策が急務となっております。

労働基準行政においては、厳しい雇用情勢を反映して賃金不払残業、長時間労働、解雇等の労働相談が依然多く寄せられており一般労働条件の確保・改善対策など労働条件の履行確保を進めてまいります。

昨年７月には約40年ぶりに最低賃金法が改正・施行され、地域最低賃金の決定に際し生活保護施策との整合性を図る等労働者のセーフティネットとしての役割がより強化され、昨年はそれに伴い兵庫県最低賃金の大幅な引き上げをおこなったところです。今後は改正された最低賃金の履行確保に努めていく所存でございます。

労働災害防止では、平成20年度を初年度とする「兵庫第11次労働災害防止推進５か年計画」を更に進め、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進、労働災害の更なる減少に取り組んでまいります。

また、石綿による健康障害防止対策につきましては、引き続き建築物の解体作業などによる石綿の飛散・曝露防止を図るとともに、過去に石綿に曝露された方々の健康管理、石綿健康被害救済法並びに労災保険法に基づく労災請求の迅速適正な保険給付の決定に努めてまいります。

職業安定行政においては、厳しい経済情勢下において雇用情勢の変化に迅速に対応すべく、非正規労働者の雇用の安定、また新規学校卒業者の採用内定取消しの防止対策、企業の雇用維持への支援、高年齢者・障害者・女性などの就職弱者対策等の緊急雇用対策を実施しています。

また、良質な求人の確保等の利用者のニーズを踏まえた業務を推進していくほか、働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現のため、フリーター・日雇派遣労働者等の非正規雇用者対策

や若者、女性、高齢者及び障害者等はじめ、ニーズに応じたきめ細やかな雇用支援施策を展開します。

さらには、雇用維持や障害者等の採用にあたって尽力する事業主の方々に対して、中小企業緊急雇用安定助成金（創設）、特定求職者雇用開発助成金（拡充）等を活用した助成を実施します。

こうした各種支援を通し、第一線機関であるハローワークが地域における雇用のセーフティネット機関として、利用者・地域住民から一層の信頼を得られるように全力をあげてまいります。

雇用均等行政では、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い及びセクシャルハラスメントに関する労働者からの紛争解決援助の申立が増えていることから労働局長の助言、指導、勧告による円滑かつ迅速な解決を図るとともに、事業主に対し均等法に沿った雇用管理を促してまいります。また、昨年改正されたパートタイム労働法の定着を図るため、労働条件の明示義務、正社員との均衡を図るための措置や正社員への転換促進などを事業主に求め雇用管理の改善を促してまいります。さらに次世代育成支援対策推進法による「一般事業主行動計画」をより多くの企業が取り組めるよう進めてまいります。

これらの施策の実施に当たっては、地元経済団体や企業の皆様方から様々な御意見をお伺いし、地方公共団体をはじめとする関係行政機関とも積極的かつ有機的な連携を図り、時宜に即した効果的な施策を展開してまいります。

貴協会におかれましても、これら諸施策の推進に御理解と御協力を賜り、引き続き、労働行政への御支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会及び会員各位の皆様方の益々の御発展、御活躍と本年が明るい年となることを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

行政からのお知らせ

全 ト 協

全ト協発第474号（企）
平 成 20 年 12 月 4 日

都道府県トラック協会
会　　長　殿

（社）全日本トラック協会
会　長　　中西　英一郎

下請事業者への配慮等について及び下請取引の適正化について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成20年11月27日付　国総政第55号国土交通大臣、平成20.11.11中第１号経済産業大臣より「下請事業者への配慮等について」及び平成20.11.11中第１号経済産業大臣、平成20年11月27日付公取企第70号公正取引委員会委員長より「下請取引の適正化について」別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件については、従来より下請事業者の経営基盤強化に資するため、貴協会傘下会員事業者あてに協力を求めて参りました。政府においても厳しい経済状況を受けて、８月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を、10月30日に「生活対策」をとりまとめ、下請法の厳格な運用と違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充を盛り込みました。これを実行するために、補正予算措置を講じて「下請かけこみ寺」における弁護士無料相談の実施や、企業の経営者層を対象とした下請法遵守のためのセミナーを開催するなどし、下請取引の一層の適正化を推進しておりますが、年末の金融繁忙期にあたり、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されております。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下請事業者への配慮等及び下請取引の適正化について、広報誌等により貴協会傘下会員事業者あてに周知徹底を図られますようお願い申し上げます。

敬　具

国 総 政 第 55 号
国 総 建 整 第 173 号
平成20･11･11中第 1 号
平 成 20 年 11 月 27 日

関係事業者団体代表者　殿

国土交通大臣
経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

我が国経済は、原油・原材料高による影響に加え、世界的規模での金融危機が深まっていることに伴う世界的な景気後退の影響を受け、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっております。

特に、中小・小規模企業については、こうした環境変化の影響をまともに受けており、仕入価格の上昇による経営圧迫や、困難な資金繰りなど、厳しい環境が続くと考えられます。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、８月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を、10月30日に「生活対策」を取りまとめました。これらの対策の中で、下請事業者保護の強化を重要な柱と位置づけ、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充を盛り込んだところであります。

下請代金法は、買いたたき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為を禁止するものであります。政府としては、違反した親事業者に対して、下請代金の減額分を下請事業者に返還させ、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせるなど、同法の厳正な運用にこれまでも努めてまいりましたが、今回の対策を受けて、なお一層厳正な運用を強化してまいります。

さらに、これを実効あらしめるため、補正予算措置も講じて、財団法人全国中小企業取引振興協会及び全国47都道府県の中小企業振興センターなどに設置した「下請かけこみ寺」における弁護士無料相談の実施や、企業の経営者層を対象とした下請代金法遵守のためのセミナーを全国約100か所で開催することとしております。

加えて、政府としては、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところですが、下請事業者の厳しい経営状況を踏まえ、その遵守の重要性は一層高まっております。

これから年末にかけて、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について一層厳しさが増すことが懸念され、下請事業者の経営基盤の強化を一層推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとして、「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

親事業者におかれましては、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育等に取り組まれ、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せてお願いいたします。

（略）

記

1．取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。

また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、再協議を行い、改定を行うこと。

2．下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとすること。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。

3．下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき下請事業者から承諾を求められた場合には可能な限り積極的に協力すること。

4．親事業者は、その調達担当の役職員が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めること。

「下請かけこみ寺」は、平成17年3月から、全国37か所に開設しております。

相談業務

全国の「下請かけこみ寺」において、取引問題に知見を有する相談員が親身になって取引相談に応じます。

商工会議所、商工会、県中央会、中小機構等に寄せられた相談も取り次がれます。

ADR業務

全国各地で裁判外紛争解決手続（ADR）により簡易・迅速な紛争解決を行います。

各都道府県に約180名の弁護士を登録し、「下請かけこみ寺本部」が主導して全国各地でADRを実施します。

ガイドライン業務

全国各地において、全国中小企業団体中央会等と連携し、「下請適正取引等ガイドライン」の説明会を業種毎に開催し、普及啓発を図ります。

「下請かけこみ寺」連絡先

本部　財団法人 全国中小企業取引振興協会　**03−5541−6655**
（こ こ 良い　む ろ ん win-win）

（財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	（財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
（財）21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	（財）京都産業21	075-315-8590
（財）いわて産業振興センター	019-631-3822	（財）大阪産業振興機構	06-6748-1144
（財）みやぎ産業振興機構	022-225-6636	（財）ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
（財）あきた企業活性化センター	018-860-5623	（財）奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
（財）山形県企業振興公社	023-647-0662	（財）わかやま産業振興財団	073-432-3412
（財）福島県産業振興センター	024-525-4077	（財）鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
（財）茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	（財）しまね産業振興財団	0852-60-5114
（財）栃木県産業振興センター	028-670-2603	（財）岡山県産業振興財団	086-286-9670
（財）群馬県産業支援機構	027-255-6504	（財）ひろしま産業振興機構	082-240-7706
（財）千葉県産業振興センター	043-299-2654	（財）やまぐち産業振興財団	083-922-9926
（財）埼玉県中小企業振興公社	048-647-4086	（財）とくしま産業振興機構	088-654-0101
（財）東京都中小企業振興公社	03-3251-7883	（財）かがわ産業支援財団	087-868-9904
（財）神奈川産業振興センター	045-633-5200	（財）えひめ産業振興財団	089-960-1102
（財）にいがた産業創造機構	025-246-0056	（財）高知県産業振興センター	088-845-6600
（財）長野県中小企業振興センター	026-227-5013	（財）福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
（財）やまなし産業支援機構	055-243-8037	（財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
（財）しずおか産業創造機構	054-273-4433	（財）長崎県産業振興財団	095-820-8860
（財）あいち産業振興機構	052-231-6364	（財）くまもとテクノ産業財団	096-289-2437
（財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	（財）大分県産業創造機構	097-533-0220
（財）三重県産業支援センター	059-228-7283	（財）宮崎県産業支援財団	0985-25-7530
（財）富山県新世紀産業機構	076-444-5622	（財）かごしま産業支援センター	099-219-1274
（財）石川県産業創出支援機構	076-267-1219	（財）沖縄県産業振興公社	098-859-6237
（財）ふくい産業支援センター	0776-67-7426		

平成20年11月

全ト協発第449号(労)
平成20年12月1日

都道府県トラック協会
会　長　殿

社団法人　全日本トラック協会
会　長　中西　英一郎

賃金交渉期における賃金・労働セミナー開催のご案内について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、賃金交渉期にあたる年度末を控えまして、トラック運送事業の経営者・管理者を対象に、トラック運送業界が抱える諸問題を解決するための一助として、例年通り標記セミナーを開催することと致しました。本年は、別添次第のとおり、労使の春闘交渉の考え方等を関係団体から講話頂き、また、特別講師として「インサイダー」編集長　高野　孟　氏　をお招きし、混迷する日本の政治情勢におけるタイムリーな話題や今後の見通しなどについてのご講演をいただく予定です。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴協会の広報紙等におきまして本セミナー開催の旨ご案内頂く等、会員事業者の出席方についてお取り計らい頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

敬　具

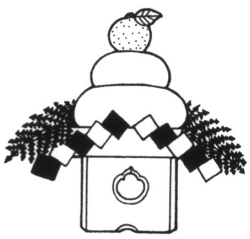

賃金交渉期における賃金・労働セミナー

次　　第

日　時：平成21年２月４日(水)
10：30～15：40
場　所：全日本トラック協会　大会議室

１．開　　会	10：30
２．挨　　拶	(10：30～10：35)
(社)全日本トラック協会　　常務理事	中　川　登志雄
３．講　　演	
⑴「2009年春闘と運輸労連の課題」	(10：35～11：40)
全日本運輸産業労働組合連合会　中央執行委員長	土　屋　哲　世　殿
(　～　休　　憩　～　)　　－昼　　食－	(11：40～12：20)
⑵「運送業界の労働問題について」	(12：20～13：00)
(社)全日本トラック協会　　労働部長	秋　元　　豊
⑶「2009年春季労使交渉～経営側の基本的な考え方」	(13：00～14：00)
全国中小企業団体中央会　　労働政策部長	原　川　耕　治　殿
(　～　休　　憩　～　)	(14：00～14：10)
⑷「どうなる？日本の政治（仮題)」	(14：10～15：40)
インサイダー　編集長	高　野　　孟　殿
４．閉　　会	15：40

賃金交渉期における賃金・労働セミナーのご案内

～混迷する日本の政治情勢について、インサイダー編集長・高野孟氏が講演～

トラック運送事業は、国民の暮らしを守るライフライン、また、我が国経済を支える動脈として、貨物輸送の大半を担い、国民生活の向上や産業経済の発展に大きく貢献し、国内物流の基幹産業としての役割を果たしておりますが、業界を取り巻く環境につきましては、運賃水準の下落、高止まりする軽油価格や環境対策などによるコスト負担の増大により、依然として大変厳しい状況にあります。

そのような中、経営に大きく関わります春闘交渉の考え方等について、労使双方の関係団体から講話をいただく本セミナーを今年度も開催させていただきます。

今回は、特別講師といたしまして「インサイダー」編集長　高野　孟　氏　をお招きし、混迷する日本の政治情勢におけるタイムリーな話題や今後の見通しなどについてのご講演をいただく予定です。

是非、この機会に奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

平成20年12月
社団法人　全日本トラック協会

◆　御　案　内　◆

〈日　　時〉　平成21年２月４日（水）　10：30～15：40（受付　10：00～）

〈場　　所〉　(社)全日本トラック協会　大会議室
東京都新宿区西新宿１－６－１　新宿エルタワー19階

〈定　　員〉　70　名（定員になり次第締切とさせていただきます。）

〈参加費用〉　無　料（昼食をご用意いたします。）

〈対　　象〉　トラック運送事業経営者、管理者等

〈申し込み〉　受講を希望される方は、以下に必要事項をご記入の上、ＦＡＸにて当協会宛にお送りください。申し込みいただいた方に参加証をお送り致します。（当日は参加証をご持参ください）
(社)全日本トラック協会　　労働部　宛
〒163-1519　東京都新宿区西新宿１－６－１　新宿エルタワー19階
ＴＥＬ　03（5323）7626　　ＦＡＸ　03（5323）7230

〈締　　切〉　平成21年１月20日(火)必着

〈き　り　と　り　線〉

賃金・労働セミナー参加申込書

(社)全日本トラック協会　労働部　行（FAX：03－5323－7230）

会　社　名	
役　職　名	
氏　　名	
所　在　地	〒
連　絡　先	TEL　　FAX

申込み締切　平成21年１月20日(火)必着

※　お申し込み頂いた個人情報については、当該セミナーの参加者管理を目的として使用いたします。

2008年（平成20年）全日本トラック協会
今年の10大ニュース（順不同）

平成20年12月22日

一　原油価格が乱高下。ＷＴＩ原油価格は７月に史上最高値の147ドル／バレル、国内軽油価格も143円／リットルと過去最高値を記録。一方、世界的景気後退を受け年末にはＷＴＩ原油価格は一時40ドル割れとなるも、国内軽油価格の下落は鈍く。

一　８月26日、業界史上初となる「燃料価格高騰による経営危機突破全国一斉行動」を展開。全国で過去最大規模の２万人の事業者が参加。

一　国土交通省と公取の初の連名による「燃料サーチャージ制」、「下請・荷主適正取引ガイドライン」など、国を挙げた燃料高騰対策相次ぐ。第一次補正予算による業界史上最大規模の「トラック燃費対策構造改善事業」も実施。

一　高速道路及び本四連絡橋の通行料金大幅引き下げ。首都高、阪高の距離別料金導入は延期、見直しへ。

一　要望実り、国土交通省、社会保険等未加入対策を強化。新規参入事業者に法令試験制度を導入。荷主勧告制度の対象を拡大するなど、社会規制を強化へ。

一　首都高でタンクローリーが炎上、約２ヵ月間通行止めとなる社会問題に。さらに求められる事故防止対策。

一　今年で40回目となる全国トラックドライバー・コンテストを開催。記念大会として関連行事が催される。

一　業界の取り組みが環境対策に大きく貢献。八都県市内すべての自動車排出ガス測定局でＳＰＭ環境基準を達成。CO_2排出削減目標を上乗せした削減目標も達成の見通し。

一　安全性優良事業所認定数が１万１千事業所を突破。Ｇマーク車両は全体の３割に迫る。

一　運輸事業振興助成交付金制度は延長へ。税制大綱に、「都道府県に対する確実な予算措置の要請」が盛り込まれる。

近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会からのお知らせ

環境と物流を考えるシンポジウム

（黒煙ゼロの街づくりサミット in JAPAN）

行政/荷主/運送事業者/自動車メーカー/燃料事業者/建築家/大学等の
一体となったパートナーシップによる黒煙ゼロの街づくりの提言

入場無料

オリエンテーション映像 13：00〜13：15

今回のイベントの主旨をわかりやすく映像でご覧板いただきます。

基調講演 13：15〜13：45

出江 寛氏　社団法人 日本建築家協会会長
近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会顧問

「環境と物流を考える一黒煙ゼロの街づくり」

物流運送事業者が、今後生き残るためには、受身ではなく、国民へ、自ら強力なビジョンを発しなければならない。意識改革が必要である。街中から、黒煙がなくなるだけで立派な街づくりとなる。環境にやさしい物流システムと都市計画によって黒煙ゼロ・大気汚染のない街並みを世界へアピールできる。効果的な物流効率を考えた街づくりと建築で持続可能な発展を提言。

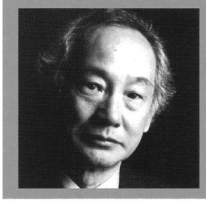

出江　寛（いずえ　かん）　社団法人 日本建築家協会 会長

1976 年 01 月より出江寛建築事務所を開設。大阪市立大学、大阪芸術大学など講師を歴任し、2008 年 5 月より日本建築家協会 会長に就任。

●主な代表作
かわらミュージアム（近江八幡市）- 菱賞金賞、手づくり郷土、HIROBA 作品賞
逆瀬台の家（西宮市）- 関西建築家大賞
基督兄弟団西宮教会（西宮市）- 関西建築家大賞
丸亀の家（丸亀市）
●主な著書
「家家」（学芸出版社）、「数奇屋の美学」（鹿島出版会）など多数

パネルディスカッション 14：00〜15：30

環境と物流の専門家によるパネルディスカッションと提言

物流運送事業者やデパートが取り組むべき環境対策とは？　環境にやさしい物流システム構築のためにパネルディスカッション形式で各界の代表者をお招きして意見交換していただきます。

■パネリスト（近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会メンバー）

舘内　端	自動車評論家
金井一頼	大阪大学大学院教授
物流業界大手代表	佐川急便株式会社
運送業界中小代表	エコトラック株式会社
流通業界代表（荷主）	株式会社大丸
官公庁代表	国土交通省 近畿運輸局

■司会・コーディネーター
村田佳壽子
環境ジャーナリストの会副会長
ワールドウォッチ研究所日本副代表　地球環境スーパーバイザー

環境写真展 12：00〜16：00

「地球異変」写真展

協力：朝日新聞社・ランダムハウス講談社

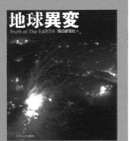

写真提供：朝日新聞社

私たちは何を間違ったのか——？
2006年に初めて発表されるや、その凄まじい現実に日本中が驚愕した。温暖化の現実を迫力の写真と簡潔な解説で見せる"地球ドキュメンタリー"朝日新聞社が総力をあげて取材した「地球異変」の写真をロビーにて展示します。

「天然ガス自動車パネル展示」

協力：大阪ガス

2009年2月10日(火)

12：00〜16：00

大阪市中央公会堂
（大阪市北区中之島）

2008年 7 年に開催された「北海道洞爺湖サミット」を機に環境意識はますます高まっています。そこで、自動車物流部門における排気ガス、温暖化対策のひとつとして「環境と物流を考えるシンポジウム一黒煙ゼロの街づくりサミット in JAPAN」を開催し、物流運送業者、流通業界、行政、大学等産官学一体となった取り組みによって大気汚染の軽減を図る街づくりアクションを提言いたします。
環境問題のオピニオンリーダーと街づくりと物流の専門家によるシンポジウムを開催し、荷主、物流事業者、行政等が力をあわせ、街中におけるトラック輸送を「黒煙ゼロの物流システム」に切り替える提言を行うとともに、ロビーでは低公害車のメリットと普及状況等の展示を行います。

主催	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会
共催	近畿トラック協会　近畿エコ・トラック推進協議会
後援	国土交通省 近畿運輸局　社団法人 日本ガス協会　社団法人 日本建築家協会 財団法人 運輸低公害車普及機構　大阪ガス株式会社　北海道ガス株式会社
協賛	佐川急便株式会社
協力	環境テレビトラスト日本委員会（TVE ジャパン）アース・ビジョン組織委員会 朝日新聞社　ランダムハウス講談社　株式会社ファイン・プランニング
事務局	財団法人 関西交通経済研究センター　株式会社 環境テレビトラスト

スケジュール

開場：12：00
【第 1 部】13：00〜
- **オリエンテーション映像　上映**
- **来賓あいさつ**
- **基調講演「環境と物流を考える一黒煙ゼロの街づくり」**
  講演：出江 寛（日本建築家協会会長）

【第 2 部】14：00〜
- **環境と物流の専門家によるパネルディスカッションと提言**

写真提供：朝日新聞社

きれいな空気
近畿
ecoro
世界に誇るスーパークリーンエリアを目指します。
CO_2削減・黒煙ゼロ・NOx低減
近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会

本イベントに関するお問い合わせ
近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会
06-6949-6447
www.kkt.mlit.go.jp

申込書（FAX可）

（社）兵庫県トラック協会 環境事業部　行　　電話 078－882－5556　FAX 078－882－5565

「環境と物流を考えるシンポジウム」参加申込書

〔平成21年 2 月10日（火）13：00〜16：00「大阪市中央公会堂」〕

氏　名	会 社 名	役　職	電話番号

自動車事故対策機構からのお知らせ

貨物自動車運送事業者各位

自動車事故対策機構兵庫支所

平成20年度第2回NASVA安全マネジメント講習会のご案内（平成21年1月16日開催）

今般当支所は、平成20年度第２回安全マネジメント講習会を、平成21年１月16日に別紙申込書記載のとおり開催しますのでご案内します。今回の安全マネジメント講習は、平成19年６月に第１回講習を開催して以来第４回目に当たります。今回はこれまでの内容を発展させた下記の３つのテーマによる講習を予定しております。

「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」では、「安全マネジメントが効果的に運用されるよう、安全マネジメントに係る要員に対する教育及び研修を行う」ことが求められています。安全マネジメント制度全般に直接的に関与する事業者様はもとより、「計画」の実施や「教育及び研修」の実施等に関わっておられる運行管理者等担当の方や、今後関わる可能性のある運行管理者や補助者の方等、また、制度の基礎知識を習得されたい方の活発な受講をお願いいたします。

■運輸安全マネジメントの評価について　－講師：兵庫陸運部－

先般国土交通省からレポート「運輸安全マネジメント制度導入２周年を迎えて」が公表されました。自動車モードではのべ200社以上に対して安全マネジメントの評価がなされましたが、その結果や今後の課題等がこのレポートで報告されています。レポートでは、「制度の浸透度が比較的低く、安全管理を現場に委ねている傾向が強い」、一部の事業者を除き「運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取組み途上である」、と記されています。講習では上記レポートの内容を中心に説明していただきます。

■運輸安全マネジメント制度の構築と運用について　－講師：自動車事故対策機構－

「難しい」、「何をすればよいか解らない」「大変なのでは」といった危惧や不安をできるだけ払拭すべく、マネジメントの構築と運用について説明します。「目標」や「計画」の作成、「計画」や「教育及び研修」の実施について、具体例を用いて解説します。取り組み易そうな「計画」からまず始めて、毎年「目標」を少しずつ高めていくことを継続することで、結果として大きな目標が達成され、企業の安全風土が醸成されるのが、安全マネジメントの素晴らしい点です。安全マネジメントを構築途上の事業者様を始め、制度を基礎から勉強したい方、運行管理者や補助者の方にもお勧めしたい内容です。

■運輸安全マネジメントの取り組み事例　－講師：運送事業者安全マネジメント担当者様－

運送事業者の安全マネジメント担当者様から実際の取り組み状況について説明していただきます。「基本方針」や「目標」「計画」など、自社の構築内容の概要をご覧いただくと共に、今回の講習では、特に力を入れている「計画」や「教育」「研修」の内容について、具体的にお話していただく予定です。

平成20年度第2回（平成21年1月16日開催）
NASVA安全マネジメント講習会　受講申込書

●開　催　概　要

日　時／平成21年１月16日（金）　12:50から16：15

会　場／兵庫県農業共済会館　７階大会議室（神戸市中央区下山手通４－15－３）

受講料／5,000円（消費税込み、資料代含む）

定　員／100名（定員になり次第締めきりますので、早めにお申し込みください）

●申　込　方　法　**ＦＡＸ番号　078（331）3682**

下記事項をご記入の上、ＦＡＸにて当機構までお申込ください。

締切日　：　平成21年１月14日（水曜日）

※　受講票は、講習開催日の約１週間前に下記のFAX番号あてお送りします。

（フリガナ） 会　社　名	
住　　所	（〒　　－　　）
電　　話	（　　）
Ｆ　Ａ　Ｘ	（　　）　※FAX番号は必ず記入

（フリガナ） お　名　前	
部　署　名	

●　下記事項につきまして、お答えいただきますようお願いします。

①　業　態　　□バ　ス　　□ハイタク　　□トラック　　□その他

②　職　制　　□役　員　　□運行管理者　　□その他

③　事業の規模（全支店及び営業所を含む保有車両台数）

□　50両未満　□　50～99両　□　100～199両　□　200～299両　□　300両以上

●　問い合せ先

自動車事故対策機構兵庫支所　　電話：078（331）6890

地域産業保健推進センターからのお知らせ

お近くの地域産業保健センターのご案内

各地域産業保健センターでは、労働者数が50人未満の中小規模事業場の皆様のために、地区医師会等と連携して次のような業務を行っておりますので、お気軽にご利用ください。

なお、相談内容についての秘密は厳守し、原則として無料でご利用できます。

個別訪問による産業保健指導

医師が希望に応じて、あなたの事業場を訪問し、健康診断結果に基づいた健康管理指導などを行います。

健康相談窓口の開設

例えば

- 健康診断書の結果の見方がわからない。
- 生活習慣病予防は何から始めたらよいか。
- 従業員の高齢化に対して健康管理をどうすればよいか。
- メンタルヘルス対策の進め方がわからない。

などについて、医師や保健師が相談に応じます。

産業保健情報の提供

労働衛生機関や認定産業医などの情報を提供します。

兵庫県下地域産業保健センター 一覧表（平成20年4月1日現在）

地域センター名	所在地 TEL/FAX	〒	住所
神戸東	ＴＥＬ 078−351−1410 ＦＡＸ 078−361−4455	650−0016	神戸市中央区橘通４丁目１−20 神戸市医師会館内
神戸西	ＴＥＬ 078−351−1410 ＦＡＸ 078−361−4455	650−0016	神戸市中央区橘通４丁目１−20 神戸市医師会館内
尼崎	ＴＥＬ 06−6426−6333 ＦＡＸ 06−6428−2226	661−0012	尼崎市南塚口町４丁目４−８ 市民健康開発センターハーティ21内
姫路	ＴＥＬ 079−295−3346 ＦＡＸ 079−295−3349	670−0061	姫路市西今宿３−７−21 姫路市医師会館内
伊丹	ＴＥＬ 072−775−1171 ＦＡＸ 072−775−1116	664−0898	伊丹市千僧１丁目１番 伊丹市医師会館内
西宮	ＴＥＬ 0798−26−6000 ＦＡＸ 0798−26−0664	662−0913	西宮市染殿町８−３ 西宮健康開発センター内
加古川	ＴＥＬ 079−421−4536 ＦＡＸ 079−421−4538	675−0101	加古川市平岡町新在家1224−12 加古川総合保健センター内
西脇	ＴＥＬ 0795−23−3460 ＦＡＸ 0795−23−6298	677−0052	西脇市和田町688 西脇市多可郡医師会館内
但馬	ＴＥＬ 0796−22−1181 ＦＡＸ 0796−22−1080	668−0045	豊岡市城南町23−６ 福祉会館１階豊岡市医師会内
相生	ＴＥＬ 0791−23−7280 ＦＡＸ 0791−23−5302	678−0031	相生市旭１−６−28 相生市立総合福祉会館内
淡路	ＴＥＬ 0799−22−3633 ＦＡＸ 0799−22−3633	656−0026	洲本市栄町１丁目１−12 洲本医師会館内

※アミの箇所は夜間及び休日の健康相談、メンタルヘルス相談窓口を開設しています。
※窓口相談の開設日等に関するお問い合わせは各地域センターまでお願いします。

事務局からのお知らせ

〈運行管理者試験事前研修会開催のご案内〉

平成21年３月１日（日）に開催されます平成20年度第２回運行管理者試験に受験される方を対象に、運行管理者試験事前研修会を下記の通り開催致します。

参加を希望される方は、申込書（次ページ別紙）をコピーのうえ、２月13日（金）までにＦＡＸ（078－882－5565）にてお申し込み下さい。

なお、定員（180名）に達し次第、締め切らせていただきます。

記

１．日　時　　平成21年２月19日（木）　13時から17時

２．場　所　　兵庫県農業会館　　神戸市中央区海岸通１番地　TEL 078－333－5951

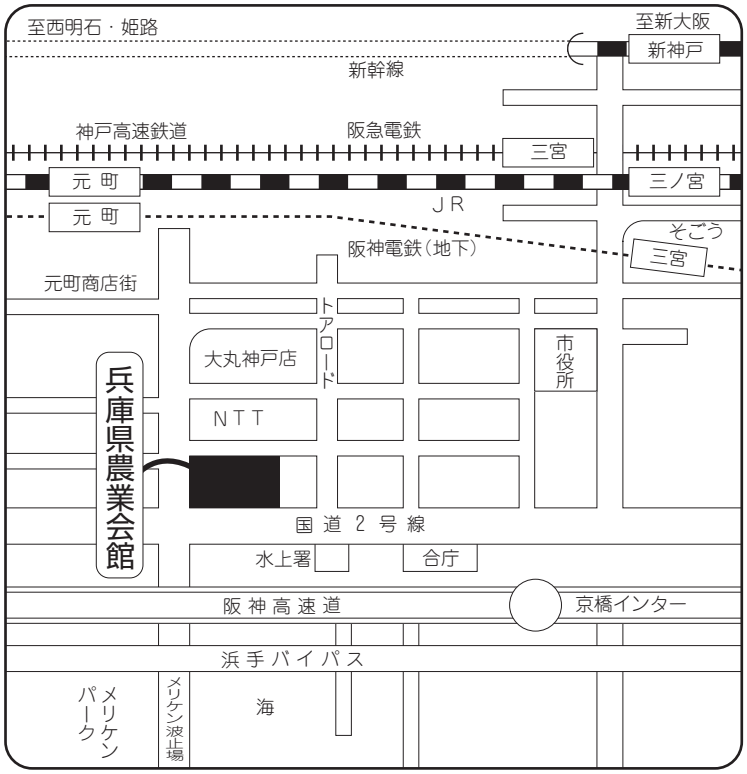

◆JR・阪神「元町」駅
東口下車南徒歩約５分
◆阪急「三宮」駅西口
下車西南徒歩約15分
◆新幹線「新神戸」駅
からタクシー約15分

※尚、駐車場はございませんので公共交通機関をご利用下さい。

㈱　当該研修会は運行管理者試験問題集を教材として使用いたします。

なお、教材となる右の問題集は当該研修会を受講される方に限り、協会一括購入のため通常価格より安価な一部2,050円で販売いたします。

（既に問題集を購入されている方は、当日ご持参下さるようお願いいたします。）

【使用する問題集】
運行管理者試験（貨物）
受験対策問題集
解答・関係法令付き
第22版［平成20年5月改訂］
日通総合研究所
カーゴニュース

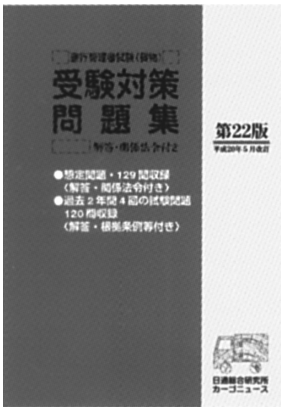

問い合わせ　　（社）兵庫県トラック協会　適正化事業部
TEL 078－882－5556　FAX 078－882－5565

（別　紙）

運行管理者試験事前研修会申込書

（社）兵庫県トラック協会
適 正 化 事 業 部　宛
（FAX 078-882-5565）

ふりがな

受験者名

会 社 名

電話番号

〈窒素酸化物または粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領に基づくNOx・PM低減装置の評価結果について（情報提供）〉

さて、標記に関しまして、国土交通大臣より、下記のとおり装置の新規認定及び既認定済み装置装着対象車種の追加について通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、**下記を含む別表装置一覧に掲げる装置を装着した車両は、自動車NOx・PM法適合車となることを申し添えます。**

記

1　装置の新規認定

低減装置の製作者等の名称	株式会社　ケミカルオート
低減装置の種類	NOx・PM低減装置
低減装置の名称及び型式	名称：スモークバスター 型式：KAM-16N
認定番号及び認定日	MLIT-NPR-24（平成20年11月20日）
低減装置を取り付けることができる自動車の型式又は原動機の種類	⑴　平成６年規制適合の日産ディーゼル製FE6型原動機（235馬力、260馬力）を搭載している自動車 ⑵　平成６年規制適合の三菱製6D16型原動機（220馬力）を搭載している自動車 ⑶　平成６年規制適合のいすゞ製6HE1型原動機（230馬力、260馬力）を搭載している自動車 ⑷　平成６年規制適合の日野製J08C型原動機（235馬力、260馬力）を搭載している自動車
使用条件	使用燃料：軽油（硫黄分50ppm以下） 走行条件：――
備　　考	――

2　既認定済み装置装着対象車種の追加

低減装置の製作者等の名称	株式会社　ケミカルオート
低減装置の種類	NOx・PM低減装置
低減装置の名称及び型式	名称：スモークバスター 型式：KAM-24N
認定番号及び認定日	MLIT-NPR-23（平成20年４月21日）
低減装置を取り付けることができる自動車の型式又は原動機の種類	⑴　平成６年規制適合の日産ディーゼル製PF6型原動機〔ターボ付〕（330馬力、360馬力、390馬力）を搭載している自動車 ⑵　平成６年規制適合の三菱製6D40型原動機〔ターボ付〕（360馬力、390馬力）を搭載している自動車 ⑶　平成６年規制適合の三菱製6D24型原動機〔ターボ付〕（300馬力、330馬力）を搭載している自動車 ⑷　平成６年規制適合の日野製K13C型原動機〔ターボ付〕（360馬力、〔コモンレール式以外〕、395馬力）を搭載している自動車 ⑸　平成６年規制適合のいすゞ製6WA1型原動機（330馬力、360馬力、390馬力）を搭載している自動車 ＊　上記⑸についてH20/11/20追加
使用条件	使用燃料：軽油（硫黄分50ppm以下） 走行条件：――
備　　考	――

以上

別表

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年11月20日現在

低減装置製作者名	優良低減装置評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏条例対応カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)エス・アンド・エスエンジニアリング	MLIT-NPR-1	ＤＢＳ型排気ガス浄化装置	DBS-A1	いすゞ	平成元年規制	4BE1, 4HF1	低硫黄軽油	——	TEL:045-591-5775（代表）	H15.9.5認定 再評価の結果、装着台数800台の限定を解除（H16.12.27）	1，3
				三　菱	平成元年規制	4D32, 4D33	低硫黄軽油	——			
				トヨタ	平成元年規制	1W	低硫黄軽油	——			
	MLIT-NPR-3		DBS-A2	日　野	平成元年規制	H07D, J08C	低硫黄軽油	——		H17.1.12認定	1，3
					平成６年規制	J07C（170馬力） J08C（200馬力、215馬力）	低硫黄軽油	——		H18.5.9追加	4
				いすゞ	平成元年規制	6HE1（165馬力、195馬力） 6BG1（170馬力）	低硫黄軽油	——		H17.1.12認定	1，3
					平成６年規制	6HH1（175馬力、210馬力）	低硫黄軽油	——		H18.5.9追加	4
				三　菱	平成元年規制	6D14（160馬力） 6D16（185馬力） 6D17（210馬力）	低硫黄軽油	——		H17.9.30追加	1，3
					平成６年規制	6D16（170馬力） 6D17（200馬力、220馬力）	低硫黄軽油	——		H18.5.9追加	4
				日産Ｄ	平成元年規制	FE6（185馬力）	低硫黄軽油	——		H18.5.9追加	1，3
					平成６年規制	FE6（170馬力、195馬力）	低硫黄軽油	——		H18.5.9追加	4
	MLIT-NPR-4		DBS-A3	日産Ｄ	平成元年規制	RE8, RF8（340馬力）	低硫黄軽油	——		H17.1.12認定	1，3
					平成２年規制	RF8（340馬力）	低硫黄軽油	——		H17.9.30追加	
	MLIT-NPR-12		DBS-A3-1	日　野	平成６年規制	F17D, F20C	低硫黄軽油	——		H18.12.27認定	4
				三　菱	平成６年規制	8DC11, 8DC9, 8M20	低硫黄軽油	——		H18.12.27認定	4
				日産Ｄ	平成６年規制	RG8, RF8	低硫黄軽油	——		H18.12.27認定	4

別表

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年11月20日現在

低減装置製作者名	優良低減装置評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏条例対応カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
（株）デプロ	MLIT-NPR-6	DEPRO-ECS	4H-1	いすゞ	平成６年規制	4HF1 （130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様）	低硫黄軽油	——	TEL:03-3522-7020 （代表）	H17.９.30認定 「MLIT-NPR-2」改良機種	2，4
					平成６年規制	4HG1	低硫黄軽油	——		H18.８.７追加	
				三　菱	平成６年規制	4D35	低硫黄軽油	——		H18.11.１追加	2，4
					平成６年規制	4D33	低硫黄軽油	——		H19.１.19追加	2，4
	MLIT-NPR-10		JO-1	日　野	平成６年規制	J08C（200馬力仕様）	低硫黄軽油	——		H18.４.11認定	2
					平成６年規制	J08C（215馬力仕様）	低硫黄軽油	——		H18.９.29追加	4
				いすゞ	平成６年規制	6HH1（210馬力）	低硫黄軽油	——		H18.11.１追加	4
（株）ＡＣＲ	MLIT-NPR-7	ACR NXPR	ACR NXPR-3-01	日　野	平成６年規制	J07C	軽油（硫黄分50ppm以下）	——	TEL:050-3460-7864 （代表）	H17.10.24認定 アペクセラ製 「MLIT-NPR-5」同機種	—
					平成６年規制	J08C（200馬力、215馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			
				いすゞ	平成６年規制	6HH1（210馬力、175馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H17.12.15追加	2，4
	MLIT-NPR-9		ACR NXPR-3-02	いすゞ	平成６年規制	6HH1（210馬力、175馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H17.12.15認定 アペクセラ製 「MLIT-NPR-8」同機種	2，4
	MLIT-NPR-13		ACR NXPR-3-03	三　菱	平成６年規制	6D16	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H19.２.14認定	4，5
					平成６年規制	6D17（200馬力、220馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			
				日　野	平成６年規制	J07C	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H19.２.14認定	4，5
					平成６年規制	J08C（200馬力、215馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			
	MLIT-NPR-14		ACR NXPR-4-01	いすゞ	平成６年規制	4HF1（130馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H19.２.14認定	4，5
					平成６年規制	4HG1	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			
					平成６年規制	4HJ1	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			
	MLIT-NPR-19		ACR NXPR-2-01	三　菱	平成６年規制	8DC11（355馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H19.10.19認定	4，5
					平成６年規制	8DC9（310馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			
				日産Ｄ	平成６年規制	RG8（350馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——		H19.10.19認定	4，5
					平成６年規制	RF8（310馬力）	軽油（硫黄分50ppm以下）	——			

別表

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年11月20日現在

低減装置製作者名	優良低減装置評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏条例対応カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)T-TECH 【旧社名：(株)徳大寺 自動車文化研究所】	MLIT-NPR-11	ディゼック	DeXec-S1	いすゞ	平成6年規制	4HF1 (130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――	TEL:0436-60-1000 (コールセンター)	H18.4.11認定	2,4
					平成6年規制	4HG1	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H18.4.11認定	2,4
				三菱	平成6年規制	4D35	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H18.9.6追加	2,4
					平成6年規制	4D33	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H19.10.19認定	2,4
	MLIT-NPR-20		DeXec-M1	いすゞ	平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――		H19.10.19認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D17(200馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――			
					平成6年規制	6D16(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	――			
(株)水素エネルギー開発研究所	MLIT-NPR-15	スカイ スイーパーⅡ	SⅡ-140	三菱	平成元年規制	6D16	―	――	TEL:099-284-1335	H19.3.27認定 1.認定後6ヶ月間は、800台程度を上限として装着を認める。 2.認定後6ヶ月間の使用状況を踏まえ、再度評価を行う。	―
林化成(株)	MLIT-NPR-16	NOx・PM 低減装置	Econix-L103	三菱	平成6年規制	8DC11	軽油(硫黄分30ppm以下)	――	TEL:03-5402-6371	H19.3.27認定	4
					平成6年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分30ppm以下)	――		H19.8.7認定	4
					平成6年規制	8M20(385馬力)	軽油(硫黄分30ppm以下)	――		H19.9.27認定	4
				いすゞ	平成6年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	軽油(硫黄分30ppm以下)	――		H19.8.7認定 H20.3.19追加	4
				日産D	平成6年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分30ppm以下)	――		H19.10.19認定	4
					平成6年規制	RF8(310馬力)	軽油(硫黄分30ppm以下)	――			
				日野	平成6年規制	F20C(355馬力)	軽油(硫黄分30ppm以下)	――		H19.10.19認定	4

別表

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年11月20日現在

低減装置製作者名	優良低減装置評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏条例対応カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-17	スモークバスター	KAM-08N	日産D	平成6年規制	FE6(195馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——	TEL:0120-513-825	H19.8.8認定	2,4
				日野	平成6年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.8.8認定	2,4
					平成6年規制	J07C(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——			
				三菱	平成6年規制	6D16(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.8.8認定	2,4
	MLIT-NPR-18		KAM-18N	日産D	平成6年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.8.8認定	2,4
					平成6年規制	RF8(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——			
					平成6年規制	RH8(400馬力、430馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.7.16認定	2,4
				日野	平成6年規制	F20C(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.8.8認定	2,4
					平成6年規制	F17D(320馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.10.19認定	2,4
					平成6年規制	F21C(390馬力、430馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.7.16認定	2,4
				三菱	平成6年規制	8DC11(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.8.8認定	2,4
					平成6年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——			
					平成6年規制	8M20(385馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.10.19認定	2,4
					平成6年規制	8M21(420馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.7.16認定	2,4
				いすゞ	平成6年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H19.10.19認定	2,4
					平成6年規制	8PE1 (240馬力、285馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.4.21認定	2,4
					平成6年規制	12PE1 (385馬力、420馬力、450馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.7.16認定	2,4
	MLIT-NPR-23		KAM-24N	日産D	平成6年規制	PF6[ターボ付] (330馬力、360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.4.21認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D40[ターボ付] (360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.4.21認定	2,4
					平成6年規制	6D24[ターボ付] (300馬力、330馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——			
				日野	平成6年規制	K13C[ターボ付] (360馬力[コモンレール式以外]、395馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.4.21認定	2,4
				いすゞ	平成6年規制	6WA1 (330馬力、360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.11.20認定	—

別表

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成20年11月20日現在

低減装置製作者名	優良低減装置評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏条例対応カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-24	スモークバスター	KAM-16N	日産D	平成６年規制	FE6(235馬力、260馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——	TEL:0120-513-825	H20.11.20認定	—
				三　菱	平成６年規制	6D16(220馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.11.20認定	—
				いすゞ	平成６年規制	6HE1(230馬力、260馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.11.20認定	—
				日　野	平成６年規制	J08C(235馬力、260馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	——		H20.11.20認定	—
(株)ＥＳＲ	MLIT-NPR-21	A'PEX NPR	A'PEX NPR-3-01	日　野	平成６年規制	J07C(170馬力)	低硫黄軽油	——	TEL:046-284-3671(代表)	H20.２.20認定	—
					平成６年規制	J08C(200馬力、215馬力)	低硫黄軽油	——			
				いすゞ	平成６年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	——		H20.２.20認定	
	MLIT-NPR-22		A'PEX NPR-3-02	いすゞ	平成６年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	——		H20.２.20認定	—

＊備考
・平成元年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『Ｕ-』の識別記号を持つ車両
・平成２年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『Ｗ-』の識別記号を持つ車両
・平成６年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『ＫＣ-』の識別記号を持つ車両
・平成９年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『ＫＥ-,ＫＦ-,ＫＧ-』の識別記号を持つ車両
・平成10年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『ＫＪ-,ＫＫ-』の識別記号を持つ車両
・平成11年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『ＫＬ-』の識別記号を持つ車両
・使用燃料欄中の『軽油』とは硫黄分500ppm以下の軽油を示し、『低硫黄軽油』とは硫黄分50ppm以下の軽油を示す。
・評価番号「MLIT-NPR-2（(株)デプロ製・平成16年11月評価)」については、平成18年６月１日廃止済。
＊注意
上記装置を装着した場合、自動車NOx・PM法の車種規制に適合します。なお、装置の詳細につきましては、上記の各メーカーにお問合せください。

〈運転経歴証明書の申請助成について〉

平成20年度運転経歴証明書申請助成は、予算に達しましたので終了いたしました。

また、すでに所属支部にて受付を行い支部長印及び取扱者の認印をもらっているものについても助成の対象となりません。

ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

（平成20年12月18日現在）

H20・12・11　兵庫県交通共済協同組合　西部支所
衣　川　　都 様　　10,000円

12・18　㈱ジェイエヌ　十　倉　且　元 様　　21,093円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口　座　番　号　　01170－6－54803
○口　　座　　名　　社団法人 兵庫県トラック協会募金係

青年部のページ

年　頭　の　ご　挨　拶

社団法人　兵庫県トラック協会
青　年　部　協　議　会
会　長　**松　本　賢　吾**

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げる次第です。

さて、社会・政治・経済ともに不透明な状況で推移する中で、平成21年を迎えたわけですが、わたしどもトラック運送業界は、相変わらず厳しい環境に置かれていることは明白であります。

かかる状況下、私ども兵青協は平成19年12月に創立20周年を迎えましたが、これは単なる通過点に過ぎず、新たな気持ちを持って再スタートしました。特に、社会的規制の両輪ともいえる「安全確保」と「環境対策」はもちろんのこと、「コンプライアンス」つまり、社会における約束事を必ず守っていくことの重要性を認識したうえで兵青協の事業に取り入れ、効果をだすべく努力している次第であります。

これらが万全なものになって初めて、本当の意味で社会との共生の第一歩を踏み出せると考えており、そのためには、経営者が率先して意識の向上を図り、経営者・従業員を問わず個々の資質の向上、様々な課題をとらえての研修、会員事業者間ならびに他府県青年部との交流と情報の共有、チャリティ・ボランティア精神の保持と意義ある活動の実行など、本来の事業経営と並行して為すべき課題が多くあります。

兵青協は20年以上にわたり精力的な活動をつづけてまいりましたが、多くの先輩諸氏が積み上げてこられた業績をかみしめながら、変遷する時代に即応できる兵青協の体制を構築してまいりたいと存じます。

わたしたちトラック運送業界を取り巻く環境がまことに厳しいがゆえに、兵青協は勉強します。そして、行動します。常に考え、行動することが若さの特権だと思っておりますが、反面、未熟でもあります。

どうか皆様方におかれましては、私たちの進路に誤りがないよう、あたたかく時には厳しく見守っていただきたく、倍旧のご指導ならびにご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、関係各位のご事業が堅実に発展されますよう、また皆様方がお健やかにて活躍されますことを心よりお祈り申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成20年11月末現在）　　（単位：円／リットル）

区分 / 元売名	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均	
新日本	95.13	109.33	115.50	104.50	兵ト協調べ
出光	98.56	111.77	106.38	113.70	
Jエナジー	99.30			104.64	
コスモ	97.50	106.15	121.20	117.50	
昭和シェル	97.85			103.79	
モービル	97.00		108.00	103.02	
エッソ	96.99	98.50	114.50		
その他	98.66	114.50	121.83	110.19	
総計	97.71	109.93	115.63	110.09	
20／10 全国平均	121.32	調査なし	128.30	129.10	全ト協調べ
20／10 近畿平均	118.79		129.20	139.04	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）　　（単位：円／リットル）

区分 / 集計月	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均
平成19年12月	103.62	105.64	110.25	109.35
平成20年1月	108.92	109.54	115.59	112.89
平成20年2月	108.67	110.60	115.41	115.39
平成20年3月	107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年4月	108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年5月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年6月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年7月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年8月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年9月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
年間平均	116.78	119.43	124.76	124.38

※前月分の価格データを集計しています。　　（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
20.11.26	西宮	一般	海山コンクリート㈱	藤沢　斉	〒665-0827 宝塚市小浜２丁目１番19号 ☎　0797－87－6698 FAX　0797－87－4077

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	備考
20.12.8	西播	一般	豊浜運輸㈱	濱口澄男	事業廃止
12.12	兵庫	一般	㈲荒木興業	荒木一正	事業廃止
12.15	神戸中央	霊柩	㈱神東社	堀口清隆	都合により
12.19	西宮	一般	㈱コープムービングサービス	藤原順二	事業休止

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	（旧）	（新）
20.11.25	P.43	代表者（１名減）	㈲大上運送 大上みち子 大上委昭	大上委昭
11.26	P.173	代表者	㈲こばやし葬祭 小林清孝	小林　修
11.27	P.152	住所	ジェットライン 三木市志染町中自由が丘２丁目244－１	〒675-0027 加古川市尾上町今福465－７
12.3	P.29	代表者	大阪宮田運送㈱ 宮田信孝	宮田三喜雄
12.3	P.147	代表者	愛運輸㈱ 光山昌世	光山光秀
12.5	P.47	代表者	日通氷上運輸㈱ 岩本　稔	近藤健児
12.8	P.63	代表者	㈱太陽商会 瀬村吉彦	瀬村吉彦（会長） 瀬村人士（社長）
12.9	東播	代表者	㈱西物流兵庫 河田幸晴	戸川通夫

協会日誌

月日	行事名	場所
12・1	年末の交通事故防止運動	兵庫県下
	平成20年度大気環境保全活動功労者表彰	虎ノ門パストラル
2	道路整備の促進を求める全国大会	日比谷公会堂
3	陸災防　近畿ブロック事務局連絡会議	滋賀県
	正副会長会議	神戸市
4	地球温暖化防止フォーラム	神戸市産業振興センター
	全ト協　正副会長会議・常任理事会	第一ホテル東京
5	(社)奈良県トラック協会　第24回物流セミナー	橿原ロイヤルホテル
	団体連絡会議	神仙閣
8	近畿地区物流政策懇談会	大阪新阪急ホテル
10	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
	輸送秩序に係る特別小委員会	東京都・第一ホテル東京
	近畿トラック協会　幹事会	グランヴィア大阪
	人権啓発研修会	兵庫県自動車整備会館
	近トに係る施策等検討会	グランヴィア大阪
11	ディーゼル黒煙等街頭検査	尼崎市西向島
15	兵庫県危険物等防災研修会	兵庫県立広域防災センター(三木市)
	第３回高圧ガス大会実行委員会	兵庫県立産業会館５Ｆ　Ｂ会議室
16	ディーゼル黒煙等街頭検査	西宮市染殿町
	自動車労務改善推進員会議	兵庫労働局
18	三木会	兵ト協
	環境対策セミナー	神戸中央港湾労働者福祉センター
	ＫＴＳ正副会長会議	京都市
19	情報化推進委員会(全ト協)	全ト協中会議室
	兵庫県高速道路交通安全協議会第３回幹事会	兵庫県交通安全協会５階会議室
20	兵青協「役員会」	兵ト協
25	ディーゼル黒煙等街頭検査	尼崎市西向島
	― １月の予定 ―	
1・8	自動車関係団体新春賀詞交換会	神戸市勤労会館7階
	正・副会長会議	兵ト協
14	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
15	全ト協　全国専務理事業務連絡会議	全ト協
16	NASVA安全マネジメント講習会	兵庫県農業共済会館
	総務委員会	兵ト協
	東播支部　新春賀詞交換会	中国飯店(加古川市野口町)
17	ひょうご安全の日　１・17のつどい	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
	西播支部　新年親睦会・役員会	ホテル日航姫路
21	はい作業講習会	兵ト協
	整備管理者選任後研修会	姫路市勤労市民会館
22	はい作業講習会	兵ト協

月日	行事名	場所
1・22	全ト協　総務委員会	第一ホテル東京
	取扱・食品部会合同「新春荷主懇談会・研修会」	クラウンプラザ神戸
23	運行管理者基礎講習	海洋博物館
	３ＰＬ人材育成研修会	ナチュラルホテルエルセラーン3F名古屋
	尼崎運輸事業協同組合創立四十周年記念式典並びに新春賀詞交歓会	ホテルニューアルカイック
	引越部会全体会議	西村屋
	西神戸支部　支部新年会	神戸飯店(長田)
27	セミナー「運輸安全マネジメント」	ドーンセンター(大阪市)
29	整備管理者選任後研修会	兵庫県農業会館
	― ２月の予定 ―	
2・4	賃金交渉期における賃金・労働セミナー	全ト協
	経営改善セミナー	兵ト協
	兵庫県交通安全委員会踏切対策部会	ひょうご女性交流館
5	兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会	中央労働センター
	運行管理者一般講習	港湾労働者福祉センター
	兵庫リスクアセスメント推進大会	中央労働センター
	陸災防　近畿ブロック支部長・事務局長合同会議	ホテルグランヴィア京都
6	京阪神取扱部会合同「第25回正・副部会長会議」	ホテルグランヴィア京都
9	輸送秩序確立委員会	兵ト協
	三木会	兵ト協
12	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
	交付金運営委員会	兵ト協
	神戸市危険物安全協会安全講演会	神戸市防災コミュニティーセンター
	青年部　青年経営者代表研修会	全ト協
13	環境対策委員会	兵ト協
	青年部　第18回全国物流青年経営者中央研修会	グランドプリンセス赤坂
17	交通対策委員会	兵ト協
	整備管理者選任後研修会	兵庫県農業会館
	引越管理者講習会担当者会議	全ト協
19	全ト協　常任理事・理事会	
	ＩＳＯ9001実践セミナー	大ト協
	運行管理者試験事前研修会	兵庫県農業会館
	事故防止研修会	神商ホール
20	近ト協　正副会長会議	
	近ト協　理事会	ホテルグランヴィア大阪
23	物流政策委員会	兵ト協
26	ＩＳＯ14001実践セミナー	大ト協
	第12回評議委員会	ニューオータニ神戸ハーバーランド

――「安全性優良事業所の認定制度」は、――

産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」
（平成15年10月21日策定）より抜粋

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ＩＳＯ９００１基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。

安全認定
安全性優良事業所

マークのトラックは
高品質な輸送を
ご提供します。